平成２２年（フ）第１０５号
群馬県高崎市箕郷町矢原380番地５
債務者　成松　威彦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２２年（フ）第１０６号
群馬県高崎市箕郷町矢原380番地５
債務者　成松　恵理
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２２年（フ）第１１７号
群馬県高崎市並榎町310番地１　パークハイツ202号
債務者　長戸喜代美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２２年（フ）第５３号
千葉県旭市東足洗661　飯島コーポ103、住民票上の住所千葉県旭市イの1897番地
債務者　飯島　紀子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第１８３号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島3350番地
債務者　田村富士夫（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１８７号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目９番地の７ハイツグリーンヒルズ103号
債務者　笹尾　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１９８号
神奈川県厚木市下川入424番地４
債務者　清和　健弘
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第２０２号
神奈川県足柄上郡山北町平山1110番地９
債務者　森　　照代
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第３９号
静岡県熱海市春日町８番60号　ＫＫＲ職員宿舎Ｂ－５
債務者　髙橋美紀子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第１０１号
静岡県田方郡函南町柏谷717番地の21
債務者　甲斐　成美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２０９号
山口県宇部市東本町１丁目６番１―603号
債務者　森川　鎭男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２１年（フ）第２４７号
北海道夕張市南清水沢４丁目70番地の８
債務者　古川　　完
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２１年（フ）第２４８号
北海道岩見沢市６条東12丁目６番地３　市営住宅Ａ棟204号室
債務者　中村　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第４２号
北海道岩見沢市日の出台７丁目３番８号　道営住宅７号棟102号室
債務者　山岸　匡子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第４８号
北海道岩見沢市大和２条２丁目13番地１コーポニシハラ１号室
債務者　高木　光枝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第５７号
北海道美唄市字峰延原野2585番地９　東陽光団地１－２
債務者　島　　務
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第５８号
北海道岩見沢市３条西16丁目１番地１　市営住宅１号棟108号室
債務者　宮本　信也
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（フ）第６０号
北海道三笠市岡山54番地４
債務者　石川　博己
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部